

○ 熊本市財産規則（抜粋）

昭和 39 年 10 月 30 日
規則第 52 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 公有財産
 - 第 1 節 通則(第 3 条～第 6 条)
 - 第 2 節 取得(第 7 条～第 11 条)
 - 第 3 節 管理(第 12 条～第 26 条の 2)
 - 第 4 節 処分(第 27 条～第 30 条の 2)
 - 第 5 節 台帳及び報告等(第 31 条～第 35 条)
- 第 3 章 物品(第 36 条・第 37 条)
- 第 4 章 債権(第 38 条～第 45 条)
- 第 5 章 基金(第 46 条・第 47 条)
- 第 6 章 補則(第 47 条の 2～第 49 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 本市の財産の取得、管理及び処分については、別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 課 熊本市事務分掌規則(平成 8 年規則第 38 号)に定める課、熊本市会計管理者の補助組織設置規則(昭和 39 年規則第 4 号)に定める会計室、熊本市予算決算規則(昭和 39 年規則第 28 号)第 2 条第 3 号に定めるかい等、消防局、教育委員会事務局、人事委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局、固定資産評価審査委員会並びに議会事務局をいう。
- (2) 課長 前号に規定する課の長をいう。
- (3) 所管換え 市長、公営企業の管理者(管理者の権限を行う市長を含む。)及び教育委員会の間又は異なる会計の間において、公有財産の所管を移すことをいう。
- (4) 所属替え 同一所管内に 2 つ以上の課がある場合に、1 つの課の所属に属する公有財産を他の課の所属に移すことをいう。

(昭 40 規則 4・昭 46 規則 51・平 8 規則 42・平 14 規則 83・平 19 規則 33・平 20 規則 9・一部改正)

第 2 章 公有財産

第 1 節 通則

(公有財産の総括)

第 3 条 財務部長は、公有財産の取得、管理及び処分の適正を期するため、公有財産に関する事務を統一し、その増減、現在高及び現況を明らかにし、並びにその取得、管理及び処分について必要な調整を行うものとする。

- 2 財務部長は、公有財産の効率的運用を図るため、必要があると認めるときは、関係課長に対し、公有財産に関する資料若しくは報告を求め、実地について、調査し、又はその結果に基づいて必要な処置を求めることができる。

(平 8 規則 42・平 14 規則 83・一部改正)

(財産管理主任)

第 3 条の 2 課長は、その管理に属する公有財産に関する事務を担当する職員(以下「財産管理主任」という。)を指定するものとする。

- 2 課長は、財産管理主任を指定し、変更し、又は廃止したときは、速やかに管財課長に通知しなければならない。

(昭 41 規則 41・追加、平 14 規則 83・一部改正)

(財産会計員)

第 3 条の 3 会計管理者の所管に属する財産(物品及び債権を除く。)に関する事務を補助するため、財務部管財課(以下「管財課」という。)に財産会計員を置く。

(昭 41 規則 41・追加、平 8 規則 42・平 19 規則 33・一部改正)

(価額の評定)

第 4 条 公有財産の取得、貸付け若しくは使用の許可、交換又は売払い等をする場合における価格、貸付料又は使用料等の額は、別に定めがある場合を除き、熊本市市有財産審議会又は熊本市公共用地等評価委員会に諮って評定するものとする。

(平 14 規則 72・平 14 規則 83・平 15 規則 79・一部改正)

(公有財産の所属)

第 5 条 行政財産は、当該行政財産に係る事務又は事業を所掌する課に所属させるものとする。

- 2 普通財産は、管財課に所属させるものとする。ただし、他の課に所属させることが適当であると認められるものについては、当該課に所属させるものとする。

(平 8 規則 42・一部改正)

(会計間の所管換え等)

第 6 条 公有財産を他の会計へ所管換えをし、又は他の会計の使用に供する場合は、有償として整理するものとする。ただし、市長が特に認めるときは、無償として整理することができる。

第 2 節 取得

(取得の機関)

第 7 条 公有財産は、当該公有財産の所属すべき課の課長が取得する。ただし、次の各号に掲げるものは、管財課長が取得する。

- (1) 所属すべき課が明らかでないもの。
- (2) その他市長が特に認めるもの。

(取得前の処置)

第 8 条 課長は、公有財産を取得しようとするときは、その財産について必要な調査をしなければならない。

- 2 前項の場合において、当該財産に関する地上権、抵当権、借地権、質権その他の権利の設定又は特殊の義務の負担(以下「権利等」という。)があるときは、あらかじめ、これ等を消滅させる等の処置をしなければならない。

(立会い検査等)

第 9 条 課長は、その所属の公有財産となるべき財産の引渡しを受けようとするときは、立会い検査又は検収をしなければならない。

(取得財産の登記及び登録)

第 10 条 登記又は登録をすべき財産を取得したときは、遅滞なく登記又は登録をしなければならない。

(代金の支払い)

第 11 条 登記又は登録をすべき財産を取得したときは、登記又は登録の完了後、その他の財産を取得したときは、引渡しを受けた後でなければ代金又は交換差金を支払うことができない。ただし、前金払いでなければ取得し難いときその他市長が特に認めるときは、この限りでない。

(平 14 規則 83・一部改正)

第 3 節 管理

(管財課長との協議)

第 12 条 課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、管財課長に協議しなければならない。

- (1) 財産を取得し、借り受け、又は処分しようとするとき。
- (2) 公有財産の所管換え又は所属替えをしようとするとき。
- (3) 公の施設を設置し、又は廃止しようとするとき。
- (4) 公有財産の用途を変更し、又は用途を廃止しようとするとき。
- (5) 公有財産を貸し付け、又はその使用を許可しようとするとき。
- (6) 土地の境界を確定しようとするとき。
- (7) その他公有財産の管理で異例に属するとき。

(平 19 規則 78・一部改正)

(行政財産の管理の機関)

第 13 条 課長は、その所属の行政財産を管理しなければならない。

- 2 2 以上の課において使用する行政財産は、財務部長が指定する課長が管理するものとする。

(平 8 規則 42・一部改正)

(普通財産の管理の機関)

第 14 条 管財課長は、普通財産を管理しなければならない。ただし、課の所掌事務又は事業と関連して使用するもの又は処分の予定されるもので、当該財産が所属した課で処分することとなるものについては、当該課長が管理するものとする。

(用途廃止に伴う引継ぎ)

第 15 条 行政財産の用途を廃止した場合においては、前条ただし書に規定する場合を除き、課長は、関係書類及び図面を添えて引継書により管財課長に当該財産を引き継がなければならない。

(所属替えに伴う引継ぎ)

第 16 条 課長は、公有財産の所属替えをするときは、関係書類及び図面を添えて引継書により当該公有財産が所属すべき課の課長に引き継がなければならない。

(滅失き損の報告)

第 17 条 課長は、天災その他の事故により公有財産が滅失し、又はき損したときは、直ちに管財課長を経て市長に報告しなければならない。

(境界確定)

第 18 条 課長は、その所属の土地の境界が明らかでないときは、関係人の立会いを求めて境界を確定しなければならない。

- 2 前項の境界確定をしたときは、境界確定書を作成し、境界標を埋設し、かつ、図面に境界標の標点を明示しなければならない。

(行政財産の使用許可)

第 19 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)

第 238 条の 4 第 7 項の規定による行政財産の使用許可をしようとするときは、行政財産使用許可申請書を提出させるものとする。

- 2 前項の許可をする場合は、行政財産使用許可書を交付するものとする。

(平 16 規則 11・平 19 規則 78・一部改正)

(普通財産の貸付手続及び貸付期間)

第 20 条 普通財産の貸付けは、普通財産借受申請書による申請により行うものとする。

- 2 普通財産の貸付けは、次に掲げる期間を超えることができない。

(1) 土地及び土地の定着物(建物を除く。)を貸し付ける場合は、30 年

(2) 建物その他の物件を貸し付ける場合は、3 年

- 3 前項の貸付期間は、更新することができる。この場合においては、更新のときから同項の期間を超えることができない。

(平 14 規則 83・一部改正)

(貸付料)

第 21 条 普通財産の貸付料は、適正な価額でなければならない。

- 2 前項の貸付料は貸付期間が 1 年に満たないものについては、月割によるものとし、1 月に満たないものについては、日割とする。

(貸付料の納付期限等)

第 22 条 普通財産の貸付料は、契約により定めた日までに納付させなければならない。

- 2 借受人が前項の期日までに貸付料を納付しないときは、期日の翌日からこれを納付した日までの期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で遅延利息を徴収するものとする。ただし、その金額が 100 円未満である場合においては、この限りでない。

- 3 前項の遅延利息は、借受人が貸付料を期日までに納付することができないことについて正当な理由があると認められるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(平 14 規則 83・一部改正)

(連帯保証人及び担保)

第 23 条 普通財産を貸し付ける場合において、必要と認めるときは、連帯保証人の保証又は担保の提供を求めることができる。

(用途指定の貸付け)

第 24 条 普通財産を貸し付ける場合において、当該財産を一定の用途に供すべき目的があるときは、その用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間を指定しなければならない。

- 2 前項の指定をして普通財産を貸し付けた場合において、借受人が契約を履行しないときは、期限を定めて履行を請求し、又は契約を解除しなければならない。

(転貸等の禁止)

第 25 条 普通財産を貸し付ける場合においては、市長が特に認める場合を除くほか、借受物件の転貸又は権利の譲渡を禁止するものとする。

(貸付け以外の方法による使用)

第 26 条 第 20 条から第 23 条まで及び前条の規定は、貸付け以外の方法により普通財産を使用させる場合に準用する。

(行政財産の貸付手続及び貸付期間)

第 26 条の 2 第 20 条(第 2 項及び第 3 項を除く。)及び第 21 条から第 25 条までの規定は、行政財産を貸し付けることができる場合に準用する。

- 2 行政財産の貸付けは、次に掲げる期間を超えることができない。
- (1) 土地及び土地の定着物(建物を除く。)を貸し付ける場合は、30 年
 - (2) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。)第 11 条の 2 第 6 項又は第 11 条の 3 第 5 項、第 7 項若しくは第 8 項の規定により建物その他の物件を貸し付ける場合であって、当該特定事業(PFI 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業をいう。以下同じ。)の事業に係る期間に貸し付ける場合は、当該貸付けの日から当該特定事業の終了の日までの期間
 - (3) 前号に規定する場合を除き、建物その他の物件を貸し付ける場合は、3 年

- 3 前項の貸付期間は、更新することができる。この場合においては、更新のときから次に掲げる期間を超えることができない。

- (1) 土地及び土地の定着物(建物を除く。)を貸し付ける場合は、30 年

- (2) 建物その他の物件を貸し付ける場合は、3年
(平 18 規則 19・追加)

第 4 節 処分

(普通財産の処分の機関)

第 27 条 普通財産の処分は、管財課長が行わなければならない。ただし、次の各号に掲げる普通財産については、当該財産が所属した課の課長が行うものとする。

- (1) 権利等が設定されているもの。
- (2) 事務事業と密接に関連し、かつ、急施を要するもの。
- (3) 零細なもの。
- (4) 寄附を受けたものを当該寄附者(その包括承継人を含む。)に譲与し、又は譲渡するもの。
- (5) その他市長が特に認めるもの。

(平 14 規則 83・一部改正)

(売払代金等の延納の特約)

第 28 条 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。)第 169 条の 4 第 2 項の規定により、普通財産の売払代金又は交換差金の延納の特約をする場合における担保の種類は、次のとおりとする。

- (1) 土地
- (2) 建物
- (3) 国債、地方債その他市長が確実と認める有価証券

2 前項の場合において、第 1 号及び第 2 号に掲げるものについては抵当権を、第 3 号に掲げるものについては質権を設定させるものとする。

3 普通財産の売払代金又は交換差金の延納の特約をする場合の利息は、年 6 分の利率によって計算した額とする。ただし、売払代金に係る利息については、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(平 14 規則 72・一部改正)

(処分財産の登記及び登録)

第 29 条 普通財産を売払い、又は交換した場合における当該財産の登記又は登録は、売払代金又は交換差金完納後でなければすることができない。ただし、延納の特約をしたときその他市長が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の登記又は登録に必要な費用は、財産譲受人の負担とする。

(用途指定の処分等)

第 30 条 第 21 条第 1 項及び第 22 条の規定は、普通財産を処分する場合に準用する。

(平 6 規則 10・一部改正)

(用途期間の指定)

第 30 条の 2 一定の用途に供される目的で普通財産を売り払い、又は譲渡する場合において、市長が必要と認めるときは、その用途及びその用途に供しなければならない期日又は期間を指定しなければならない。

- 2 前項の場合において、市長の承認を受けないで、指定された期日を経過してもなおこれをその用途に供せず、又はその用途に供した後指定された期間内に用途を廃止したときは、その契約を解除し、又は違約金を徴する旨の条件を付するものとする。

(平 6 規則 10・追加)

第 5 節 台帳及び報告等

(財産台帳)

第 31 条 公有財産台帳(以下「財産台帳」という。)は、正副 2 部とし、正本は管財課長が、副本は公有財産が所属する課の課長が保管する。

- 2 財産台帳に記載すべき公有財産の区分、種目及び数量の単位は、別に定める。
- 3 課長は、その所属の公有財産に増減その他の異動があった場合は、そのつど、遅滞なく、根拠書類によって財産台帳を整理し、管財課長に通知しなければならない。

(平 14 規則 72・一部改正)

(附属図面)

第 32 条 財産台帳には、当該財産台帳に記載される土地及び建物に関する図面を附属させておくものとする。

- 2 前条第 3 項に規定する場合には、図面を修正し、かつ、異動の前後の関係を明らかにしておくものとする。

(台帳価格)

第 33 条 公有財産を新たに財産台帳に登載する場合の価格は、取得価格とする。

- 2 前項の規定により難しいものについては、次に掲げる区分により定めるものとする。

- (1) 交換又は無償取得したもので評定価格のあるものについては、評定価格
 - (2) 法第 238 条第 1 項第 6 号に掲げるものについては、株式にあっては 1 株の金額又は発行価額その他のものにあっては額面金額(割引のあるものについては、発行価格)
 - (3) 出資による権利については、出資金額
 - (4) 前各号に該当しないものについては、見積価格
(平 14 規則 72・平 14 規則 83・一部改正)
(台帳価格の改定)
- 第 34 条 台帳価格は、3 年ごとに財務部長が定める基準に従って行う評価替えに基づいて改定しなければならない。
(平 8 規則 42・平 14 規則 72・平 14 規則 83・一部改正)
(定期報告)
- 第 35 条 課長は、その所属の公有財産について、毎年 9 月末日及び 3 月末日における現在高報告書を作成し、管財課長に通知しなければならない。
- 2 管財課長は、前項の通知に基づき、公有財産現在高報告書を作成し、財務部長を経て会計管理者に提出し、市長にその状況を報告しなければならない。
(平 8 規則 42・平 19 規則 33・一部改正)

第 3 章 物品

(物品の貸付け等)

第 36 条 第 21 条から第 25 条までの規定は、物品を貸し付け、交換し、売払い又は譲与する場合に準用する。

(別の規則の適用)

第 37 条 前条に定めるもののほか、物品の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第 4 章 債権

(債権の管理)

第 38 条 財務部長は、債権に関する事務を総括する。

- 2 課長は、当該課の所掌事務又は事業に係る債権(以下「所管の債権」という。)を管理する。

(平 8 規則 42・一部改正)

(督促)

第 39 条 令第 171 条の規定による督促は、履行期限後 20 日以内に督促状を送付して行うものとする。

(平 14 規則 83・一部改正)

(債権の申出)

第 40 条 課長は、所管の債権について、次に掲げることを知った場合は、令第 171 条の 4 第 1 項の処置をとるものとする。

- (1) 債務者が強制執行を受けたこと。
- (2) 債務者が租税その他の公課について滞納処分を受けたこと。
- (3) 債務者の財産について競売の開始があったこと。
- (4) 債務者が破産手続開始の決定を受けたこと。
- (5) 債務者の財産について企業担保権の実行の手続の開始があったこと。
- (6) 債務者である法人が解散したこと。
- (7) 債務者について相続の開始があった場合において相続人が限定承認したこと。
- (8) 第 4 号から前号までに定める場合のほか、債務者の総財産について清算が開始したこと。

(平 14 規則 72・平 14 規則 83・平 17 規則 15・一部改正)

(債権の保全)

第 41 条 課長は、その所管の債権を保全するため必要があると認めるときは、次に掲げる処置をとるものとする。

- (1) 債務者に対し、担保の提供若しくは保証人の保証を求め又は必要に応じ増担保の提供若しくは保証人の変更その他担保の変更を求めること。
- (2) 裁判所に対し、仮差押え又は仮処分の手続をとることを求めること。
- (3) 市が債権者として、債務者に属する権利を行うことができるときは、債務者に代位して当該権利を行うこと。
- (4) 時効によって消滅することとなるおそれがあるときは、時効を中断するための処置をとること。

2 課長は、債権について担保が提供されたときは、遅滞なく担保権設定について、登記、登録その他の第三者に対抗することができる要件を備えるため必要な処置をとらなければならない。

(平 14 規則 72・平 14 規則 83・一部改正)

(徴収停止等)

第 42 条 課長は、その所管の債権について、令第 171 条の 5 に規定する処置をとる場合は、同条各号のいずれかに該当する理由、債務

者の事業又は資産の状況、債務者の所在その他必要な事項を記載した書類を市長に提出してその決裁を受けなければならない。

- 2 課長は、前項の処置をとった後、当該処置に係る債権が令第 171 条の 5 各号のいずれにも該当しなくなったときは、直ちに、その処置を取りやめるものとする。

(平 14 規則 72・平 19 規則 78・一部改正)

(履行延期の特約等)

第 43 条 令第 171 条の 6 の規定による履行延期の特約等は、債務者からの履行延期申請書による申請により行うものとする。

- 2 課長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、令第 171 条の 6 第 1 項各号のいずれかに該当し、かつ、履行延期の特約等を行うことが債権管理上必要であると認めるときは、その理由を記載した書類に当該申請書その他必要な書類を添え、市長に提出してその決裁を受けなければならない。

- 3 前項の場合において申請書の内容を確認するため必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その承諾を得てその業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求める等必要な調査を行うものとする。

- 4 課長は、第 1 項の規定により履行延期の特約等をする場合には、延長する履行期限は、5 年以内とし、かつ、次の各号に掲げる事項を内容とする条件を付するものとする。ただし、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 担保の提供又は保証人の保証に関すること。
- (2) 利息に関すること。
- (3) 債務者の資力の状況その他の事情の変化のあった場合における当該延長に係る期限の繰上げに関すること。

- 5 課長は、履行延期の特約等をする場合は、履行延期承認通知書を作成して債務者に送付するものとする。

- 6 履行延期の特約等を解除し、又は取り消したときは、履行延期解除(取消)通知書を債務者に送付するものとする。

(平 14 規則 72・平 14 規則 83・平 19 規則 78・一部改正)

(免除)

第 44 条 令第 171 条の 7 第 1 項又は第 2 項の規定による債権及びこれに係る損害賠償金等の免除は、債務者からの債務免除申請書により行うものとする。

2 課長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、令第 171 条の 7 第 1 項又は第 2 項の規定に該当し、かつ、免除すべきであると認めるときは、その理由を記載した書類に当該申請書その他必要な書類を添えて市長の決裁を受けなければならない。

3 課長は、債権の免除をする場合は、免除する金額、免除の日付及び令第 171 条の 7 第 2 項に規定する債権にあっては、同項後段に規定する条件を明らかにした債務免除通知書を債務者に送付するものとする。

(平 14 規則 72・平 14 規則 83・一部改正)

(定期報告)

第 45 条 課長は、その所管の債権について、毎年度末における債権現在高報告書を作成し、財務部長を経て会計管理者に提出しなければならない。

(平 8 規則 42・平 19 規則 33・一部改正)

第 5 章 基金

(基金の管理)

第 46 条 第 38 条の規定は、基金の管理について準用する。

(定期報告)

第 47 条 課長は、その所管の基金について、毎年 9 月末日及び 3 月末日における基金現在高報告書を作成し、財務部長を経て会計管理者に提出しなければならない。

(平 8 規則 42・平 19 規則 33・一部改正)

第 6 章 補則

(適用除外)

第 47 条の 2 下水道事業については、第 3 条、第 3 条の 2、第 5 条第 2 項、第 12 条、第 14 条、第 15 条、第 17 条、第 27 条、第 31 条から第 35 条まで、第 38 条第 1 項、第 45 条及び第 47 条の規定は、適用しない。

(平 18 規則 19・追加)

(様式)

第 48 条 この規則の施行について必要な帳簿及び書類の様式は、別記のとおりとする。

(規定外の事項及び実施の細目)

第 49 条 この規則に定めのない事項又はこの規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 以下省略

